

審議事項（ごみ搬入手数料の水準等）

本市では、ごみの処理に係る経費はごみ搬入手数料で負担いただくという考え方のもと、これまで手数料算定基礎額に近づける形で、ごみ搬入手数料の改定を行ってきており、国もまた、近年、「原価相当の料金を徴収することが望ましい」という方針を示している。

ごみ搬入手数料の水準の検討に当たっては、上記に加え、ごみ処理に係る経費の今後の見通しや民間リサイクル料金等も踏まえる必要がある。

これらの要素を踏まえ、持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の水準は、どうあるべきか。

また、これまでの手数料改定では、あるべき水準と当時のごみ搬入手数料の水準の乖離が大きかったことから、周知・据置期間の設定や激変緩和措置として段階改定を実施しているが、今回の改定に当たっては、どのような配慮策を講じるべきか。

これまでの主な意見

1 ごみ搬入手数料設定の基準となる水準

■ 業者収集ごみ・持込ごみ共通

- ・ ごみ処理にかかる費用（以下、「原価」という。）相当の手数料を排出者に負担いただくうえで、京都市もごみ処理の効率を高めるなどし、原価を抑える努力が必要不可欠である。
- ・ 原価相当という国の方針を踏まえると、（令和元年度の手数料算定基礎額 2,222 円/100kg から一時的な追加的費用の約 200 円/100kg を控除した）2,000 円/100kg 程度を目指す必要がある。
- ・ 民間リサイクルを促進するためには、民間リサイクル料金を上回る水準にすべきである。
- ・ 民間リサイクル料金との価格差を埋めていくことが当然の流れであり、まずは手数料を原価に近づけることが重要である。

2 改定する場合の暫定水準（激変緩和）

■ 業者収集ごみ

- ・ 前回改定は、手数料を複数回に分けて少しずつ高くしたことが価格転嫁を難しくした要因でもあるので、改定する場合、激変緩和を講じつつ、ある程度一気に高くした方がよい。
- ・ 2,000 円/100kg を目指す途中段階として、中間値の 1,500 円/100kg に改定することが考えられる。
- ・ 現状の手数料と手数料算定基礎額は差が大きすぎるため、他都市の料金も踏まえ、少なくとも 1,500 円/100kg 程度の金額に改定した方がよい。

3 改定する場合の時期及び周知・据置期間

■ 業者収集ごみ

＜コロナ禍や物価高騰を踏まえた改定時期について＞

- ・ 排出事業者・許可業者ともにコロナ禍や物価高騰で経営に苦しむ中、手数料改定は時期が悪く、排出事業者の理解が得られないため、直ちに改定することはあり得ない。また、今後の社会情勢を見通すことは難しいため、改定時期を決めることも難しく、決めたとしても、途中で点検する機会が必要である。
- ・ 物価高騰等を理由に契約料金を値上げする必要がある中、またすぐに手数料改定に伴う値上げとなれば、排出事業者の理解も得づらいため、改定時期はしっかり考えていただいたうえで、改定まで十分な期間を設けていただきたい。
- ・ 手数料を改定するには時期が悪いが、京都市が先頭に立ち、告知を徹底していただければ、排出事業者にも御理解いただけるのではないかと思う。

＜手数料の特性等を踏まえた改定時期について＞

- ・ 改定の時期（や金額）をあらかじめ決めておいた方が、事業者も計画が立てやすくなる。また、改定時期は、契約の切り替えに必要な期間も考慮する必要がある。
- ・ 改定する場合、前回改定と同程度の 2～3 年間の周知・据置期間を設けた方がよい。